

認定こども園(1号認定)・私立幼稚園において お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

神戸市では、日常生活を営むためにたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要で、集団生活が可能な状態にある児童が、認定こども園(1号認定)・幼稚園において心身の状況に応じた教育・保育を受ける際に、受け入れ園が訪問看護ステーションを活用して看護師の派遣受け入れを行うことができるよう支援しています。

1. 受け入れ対象とする医療的ケアの内容

- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・吸引（口腔内吸引、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・酸素療法（鼻カニューラ、酸素マスク）
- ・導尿
- ・その他施設・訪問看護ステーションで対応可能な医療的ケア

2. 補助の対象となる時間帯

1週あたり10時間を上限として、訪問看護ステーションからの看護師派遣が可能です。
※預かり保育の時間帯は除く、通常の教育・保育時間内に限ります。

3. 注 意 事 項

- ・対応が可能かは、入園を希望する認定こども園、幼稚園にご相談ください。
- ・本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。
- ・利用するには、「医療的ケアに関する主治医の意見書」や「医療的ケアに関する指示書」などの文書が必要となります。なお、主治医による文書作成にかかる経費については、保護者負担となります。
- ・入園後も、主治医の指示書は半年毎に更新が必要です。
- ・公立幼稚園や、保育認定を受けて入園をされる方は、別途制度があります。

公立幼稚園は園へ、保育認定は利用申込をする区役所・支所 ども福祉担当までお申し出ください。

※保育認定においては、実施園が決まっております。

4. 問 合 せ 先

	住所	電話番号
こども家庭局幼保事業課 (保健医療指導担当)	中央区加納町6-5-1	078-331-8181 (代)